資料番号	総務５

令和８年３月５日
課　名　総務局税務課
担当者　課長　横山
内　線　2318

地方税法等の一部改正について

１　要旨・目的

令和７年 12 月 26 日に令和８年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税について、令和８年２月 20 日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。

２　地方税法等の主な改正内容

税　目	内　　容	備　考
軽油引取税	【軽油引取税等の当分の間税率の廃止】 ○　軽油引取税の当分の間税率を令和８年４月１日に廃止 （税率 32.1 円/ℓ ⇒ 15.0 円/ℓ） ○　当分の間税率の廃止に係る安定財源確保（約 5,000 億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応	令和８年４月１日施行
自動車税環境性能割	【環境性能割の廃止】 ○　米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和８年４月１日に廃止 ○　地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当	令和８年４月１日施行
個人県民税	【個人住民税の控除等】 ≪給与所得控除≫ ○　給与所得控除の最低保障額を 74 万円（現行:65 万円）に引き上げ	令和９年１月１日施行 （ただし、条例改正は不要）
	≪ひとり親控除≫ ○　ひとり親控除の控除額を 33 万円（現行:30 万円）に引き上げ	令和10年１月１日施行 （ただし、条例改正は不要）

３　今後のスケジュール

地方税法等の改正に伴い広島県税条例等を改正する必要があるが、改正法等は県議会閉会後の令和８年３月下旬の公布が見込まれており、令和８年４月１日施行の内容（上記表網掛け箇所）については時間的余裕がないため、179 条専決処分により条例改正を行う。